

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速で正確な情報把握と意思決定を最大目標としております。取締役間の意思疎通に重点をおき、株主様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し当社経営状態のディスクロースに努め、より一層の経営の透明性を図るとともに、社外等各方面からの多様な意見の吸収を図ってまいります。今後もこのような方針を踏襲しつつ、更なる経営規模の拡大を図るために、管理者層の充実育成に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤマエ第一食栄会	1,387,500	6.76
ヤマエ久野社員持株会	1,205,125	5.87
南英福祉会	934,140	4.55
株式会社福岡銀行	879,648	4.29
ヤマエ第二食栄会	846,800	4.13
共栄火災海上保険株式会社	718,060	3.50
ヤマエ第三住栄会	686,100	3.34
みずほ信託銀行株式会社	549,000	2.68
江夏喜一郎	442,071	2.15
西日本信用保証株式会社	425,000	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣瀬嘉彦	他の会社の出身者											△

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬嘉彦	○	GRCコンサルティング代表	会社経営者としての経験があり、コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンスに対する経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性はなく、同氏と当社との間に重要な利害関係もないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査を行っている、有限責任あずさ監査法人と定期的に連絡会を持ち、監査計画、監査実施状況の報告等、また随時意見交換を行っております。監査室は月1回、監査実施状況の監査報告会を開催しており、監査役も出席しております。また、監査室は、実施した内部監査の結果あるいは重要事項と認識した事項について、速やかに監査役へ報告することとしています。なお、監査役は必要に応じて監査室が行っている内部監査に同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西常道	公認会計士	△												
藤田重光	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西常道	○	監査法人北三会計社代表社員 株式会社翔薬社外監査役 株式会社タカラ薬局社外取締役	公認会計士及び税理士としての専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。監査法人北三会計社代表社員であり、株式会社翔薬の社外監査役等を兼職しておりますが、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じる属性もないことから、独立役員として指定しております。
藤田重光	○	株式会社日清製粉グループ本社総務本部法務部長。当社は、同グループ会社との間に商取引があります。	企業法務分野及び食品業界に精通し、その豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。当社と日清製粉グループ会社との間には商取引が存在しますが、当該取引の当社及び同社売上高に占める規模は小さく、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。よって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員的人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度で、適正な業務執行が行われていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬等の決定方法は毎期定時株主総会終了後の取締役会において、株主総会の決議による月額報酬限度額内の範囲で各取締役の地位・担当・職務等に基づき決定しております。また、監査役に対する報酬額の決定方法は毎期定時株主総会終了後の監査役会において、株主総会の決議による月額報酬限度内の範囲で決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部から取締役会資料、常務会議事録、支店長会議資料等を送付し、常勤役員と同等の情報伝達体制をとっております。取締役会に関する資料は事前に配布することとし、説明を求められた場合には随時対応することとしております。また、業務執行上報告することが適当と判断される事項については、取締役会、常務会等の実施の有無に関わらず随時情報を提供することとしており、代表取締役とは取締役会の他定期的に意見交換を行っております。また、監査役には、その業務補助のため監査役スタッフを置いています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しており、会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を設置しております。また、当社は法定の機関の他に常務会及び社長直轄の委員会として内部統制推進委員会、コンプライアンス委員会を設置しております。当社の取締役員数は15名であり、うち、1名は社外取締役であります。また、監査役員数は4名であり、うち、2名は社外監査役であります。取締役は経営計画のマネジメント及び業務執行のマネジメントにおいて経営目標達成のための活動を行うとともに意思決定のルールに則り業務を遂行することとしております。取締役会については社長が招集し、法令及び当社の取締役会決議事項及び報告事項により、会社の重要事項を審議・決議、報告し業務執行状況を監視しております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催され、平成27年3月期は13回開催致しました。なお、平成21年4月より経営の迅速化と機能強化を図るため、執行役員制度を採用しております。常務会は会長から常務取締役までの8名で構成され、原則として週1回開催し、取締役会付議事項の予審等を行っております。内部統制の推進を目的とする内部統制推進委員会は最高責任者を社長、委員長を取締役管理統轄とし、各営業部門のプロセス・オーナーと監査室長、経理部長、経営・情報企画部長により構成されております。また、コンプライアンス委員会は取締役管理統轄を委員長とし、役員及び社員等に法令及び社内規程の遵守を徹底するため設置され、コンプライアンス体制の運用を行っております。

2. 監査・監督の方法について

監査役は取締役の職務執行を監査し、必要に応じて助言・勧告等を行い、取締役会、常務会等重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。監査役会については、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議及び決議を行っており、平成27年3月期は12回開催しました。監査室による内部監査は「内部監査規程」に基づき、従業員6名によって定期的に行われております。

3. 会計監査について

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任しており、独立・公平な立場から監査を受けております。平成27年3月期に業務を執行した公認会計士は、黒木 賢一郎氏、三浦 勝、金子 靖氏の3名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他8名で構成されておりました。

4. 取締役候補者の選定及び報酬の内容決定について

取締役候補者は、人格・識見・能力を総合的に検討して、十分その能力がある方を決定しております。取締役に対する報酬額の決定方法は毎期定時株主総会終了後の取締役会において、株主総会の決議による月額報酬限度額内の範囲で各取締役の地位・担当・職務等に基づき決定しております。また、監査役に対する報酬額の決定方法は毎期定時株主総会終了後の監査役会において、株主総会の決議による月額報酬限度額内の範囲で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、原則毎月1回開催され、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っておりますが、社外取締役の招聘により独立した立場から取締役の業務執行の監督を行い、経営の透明性の向上を図ります。また、監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監視しております。内部監査体制として監査室を設置し、随時内部監査を実施することで、適正な業務推進が図られているかについてチェックしております。監査役、監査室、会計監査人の三者は、緊密に連絡をとり、監査機能の充実に努めております。以上のことから、社外取締役、社外監査役を擁した監査役制度を基本とする体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上と効率的な経営に機能していると判断し、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主様とのコミュニケーション充実のため「事業報告書」(株主レポート)を半期ごとに作成し、送付しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、事業報告書、株式に関する情報、IRカレンダー等を掲載しております。	
その他	第2四半期決算及び本決算発表は必ず代表者が記者会見を行い説明しております。また、取引先を対象に会社の概要、事業内容、業績等を記載した会社案内を作成しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ヤマエ久野行動の基準(コンプライアンス・マニュアル)」において、役職員のステークホルダーに対する基本姿勢として「行動の基準10原則」・「20の行動指針」を規定しております。
その他	会社のホームページにおいて情報提供等の充実度を高めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの基本方針、内部統制システムの整備状況

当社は会社法362条第4項6号及び会社法施行規則第100条第1項ならびに3項に従い制定した、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を踏まえ、「内部統制基本規程」を制定しております。これは、具体的な内部統制システムとその運用に関する基本的な事項を全社規程として明文化することにより、当社グループの継続的發展を目的とした内部統制システムの充実に図るためであります。また、「内部統制システムの構築に関する基本方針」及び「内部統制基本規程」に基づき、財務報告に係る内部統制に関する基本事項を定めることを目的に「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しております。これは、内部統制の整備強化に関する社会的な要請が高まる中で、会社法による内部統制の体制整備の制度化や金融商品取引法による財務報告に係る内部統制の有効性の評価と監査の制度化などを踏まえ、当社グループの財務報告の信頼性を合理的に保証するためであります。なお、子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況につきましては、当社は「関連会社管理規程」において子会社の担当部門及び管理担当部署を定め、それぞれの長は同規程に基づき子会社の管理等を行っております。また、子会社の経営につきましては、自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づき事業内容の報告を求め、また、「関連会社の重要事項の権限及び稟議書提出事項」を定め、同事項に基づき重要案件については、当社取締役会及び常務会並びに稟議において協議・審議を行っております。そして、当社監査室は、「内部監査規程」「関連会社管理規程」に基づき子会社の監査を定期的に行っており、当社監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図っております。

内部統制システム運用の評価・報告につきましては監査室長が各重要リスク項目に関する内部統制評価表に基づき、各部署における内部統制システムの機能状況を確認・評価し、その結果を社長、内部統制推進委員長及び監査役に報告しております。また、内部統制推進委員長は常務会、取締役会に内部監査の実施結果及びその評価に対する改善状況及び内部統制状況の総括を定期的に報告し、必要に応じ、会社法に基づく内部統制システムの基本方針の改正を取締役会へ付議しております。

当社が業務の適性を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主なものは次の通りであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・財務報告の信頼性を確保するための体制 など

2. リスク管理体制の整備状況

当社はリスク管理体制の構築のために次の事項を取締役会で決議しております。当社の事業にとって重要である債権・与信に係るリスク等については社長を議長とする会議（常務会メンバー出席）において管理、検討しております。また、災害時には「地震災害マニュアル」に基づき行動致します。社長に直属する監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、また、「内部統制基本規程」に基づき各重要リスクに関するチェックを行い、社長、内部統制推進委員長及び監査役へ報告しております。監査役は、取締役が会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがあると認めたとき、取締役に對し助言・勧告等必要な措置を講じることとしております。コンプライアンスの推進については、社長ならびに取締役は、策定した「ヤマエ久野 行動の基準（コンプライアンス・マニュアル）」を実行することが自らの役割であることを認識し行動するとともに、使用人に周知徹底を図るため、研修等を通じ指導しております。また、取締役及び使用人が法令・社内規程等に違反する行為を発見した場合の報告窓口として設けた、「社内通報窓口（ホットライン）」を維持・整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ヤマエ久野行動の基準（コンプライアンス・マニュアル）」において、「反社会的勢力に対する行動基準」を定め、反社会的な活動や勢力とは断固関係を持たず、また、反社会的勢力からの不当な要求には一切応じないことを明確にしています。また、企業防衛対策協議会に加入し、警察当局と連携するとともに反社会的勢力の情報収集や対応指導を受けています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

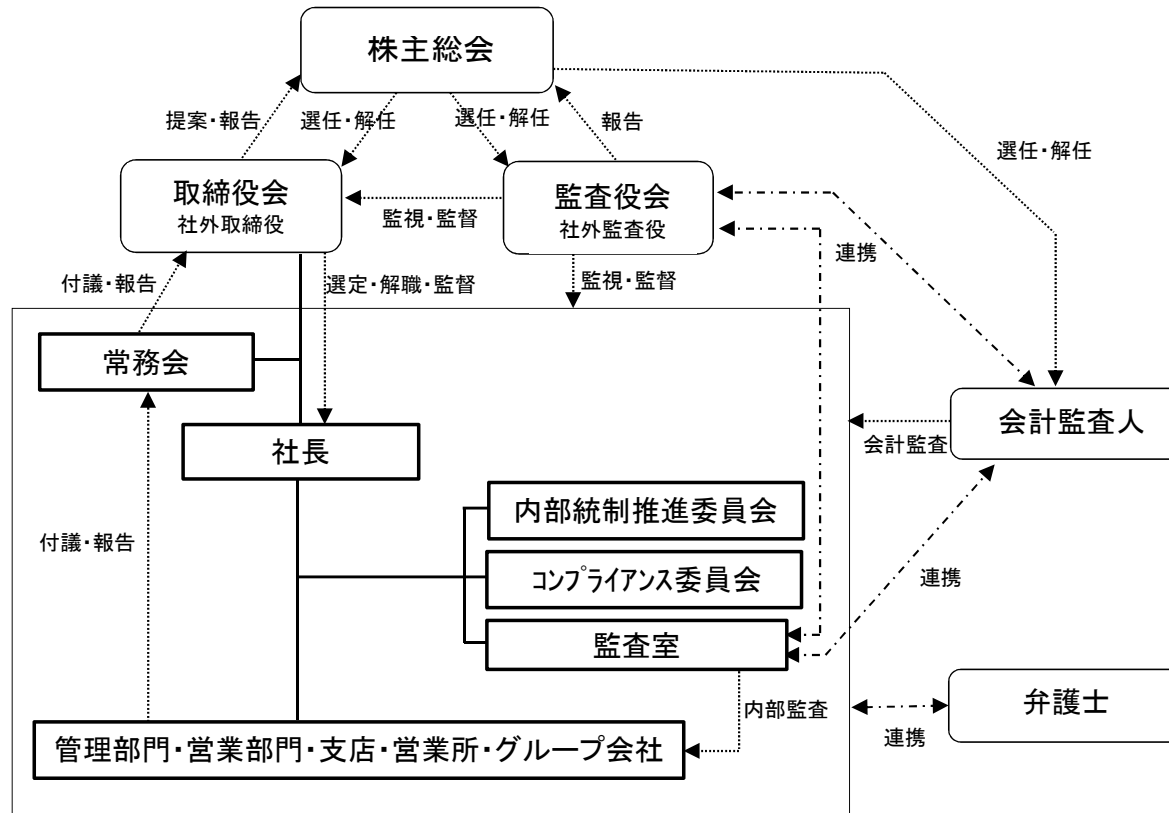
—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

1. 適時開示規則に定める会社情報は、原則取締役会の承認により開示しております。なお、緊急時等は取締役会に代わって常務会の承認で開示する体制をとっております。
2. 常務会は原則毎週行われ、重要情報等の確認を行っております。また、緊急時等は情報管理責任者が常務会メンバーを招集する体制をとっております。
3. 開示情報は福岡証券取引所へ開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。
4. 情報管理責任者は、管理統轄担当取締役としております。
5. 情報開示窓口は、総務部としております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制についての模式図

